

産業創造資金①

(チャレンジ促進枠)

この資金の特徴

- ☑ 新たな取り組みに積極的にチャレンジする方向けの資金です。
- ☑ 設備資金と運転資金を併せて1億円までご利用いただけます。

次のような方におすすめです

- 県が定める「埼玉県チャレンジ経営宣言企業登録制度」に登録されている。
- 異分野連携新事業分野開拓計画を埼玉県内で実施しようとしている。
- 補助金等の交付を受けて実施した研究開発の成果に基づき量産試作・販路開拓を行おうとしている。

融資条件

		設備資金	運転資金
限度額		1億円 (中小企業組合4億円)	1億円
		設備・運転併用の場合は、合計1億円(中小企業組合4億円)	
利率	5年超10年以内	年1.2%以内	平成30年4月1日から 平成30年9月30日 融資実行分の利率です。(固定金利)
	3年超 5年以内	年1.1%以内	
	1年超 3年以内	年1.0%以内	
期間・償還方法		1年超10年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還	1年超7年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証		付する(保証料 年0.45%~1.64%以内) (異分野連携新事業分野開拓関連保証利用の場合 年0.68%以内)	

資金使途

区分	設備資金	運転資金
融資対象者1①	登録した取組の実施に必要な設備資金及び運転資金	
融資対象者1②	計画の実施に必要な設備資金及び運転資金	
融資対象者1③	補助金等の交付を受けて実施した研究開発の成果に基づく量産試作又は販路開拓等の実施に必要な設備資金及び運転資金	
融資対象者1④	知的財産権に係る技術を利用した事業の実施に必要な設備資金及び運転資金	

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金
- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金 等

融資対象者

産業創造資金・チャレンジ促進枠は、次の全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)及び中小企業組合を対象としています。(※NPO法人は、②異分野連携新事業分野開拓計画要件は対象外)

1 次の①～④のいずれかに該当する。

- ①県が定める「埼玉県チャレンジ経営宣言企業登録制度」に登録されている。
- ②異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けて県内で実施する。
- ③国等の特定補助金等、「埼玉県次世代産業参入支援事業費補助金」、「埼玉県次世代新技術・新製品開発支援事業費補助金」又は「埼玉県ものづくり技術・製品開発支援事業費補助金」の交付を受けて実施した研究開発の成果に基づき、当該研究開発に係る補助事業終了後5年以内に量産試作又は販路開拓等を行う。
- ④特許権、実用新案権、意匠権、半導体集積回路配置利用権に係る技術を利用し事業を行う。

2 信用保証対象業種^(※)を営んでいる。

※ 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。
ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)ただし、融資対象者1②で申し込む場合は、申込みの日以前1年以上引き続き同一事業を営んでいればよい。

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。 等

融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合もあります。

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)	・受付機関にて配布
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等 ・納期限内に完納している場合は、領収証書でも可
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分でも可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等(設備資金の場合)	・見積書、カタログ等の資金用途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書(申込要件に応じ添付)	・要件1①の場合 埼玉県チャレンジ経営宣言企業登録証の写し ・要件1②の場合 異分野連携新事業開拓計画に係る認定書・認定を受けた計画の写し ・要件1③の場合 特定補助金等の事業に関する計画書(様式15)及び補助金が交付されたことを証する書面の写し ・要件1④の場合 特許公報等及び他者の知的財産権を利用する場合はその契約書の写し
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、
原則県内に所在する本支店



お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803
事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会



彩の国
埼玉県